

～～市内の事業所等に就職した高等学校等卒業者に祝金を支給します～～

申請期間

令和8年5月11日（月）～令和9年3月31日（水）必着

※ 商工振興課、雇用センター多賀窓口にて持参又は郵送により申請してください

※ 先着順、予算がなくなり次第終了となります。

就職祝金の概要

対象者

以下の（１）～（４）の条件に全てに当てはまる者

- （１）令和8年4月1日現在で、30歳未満であること。ただし、令和7年度中に就労を開始した者で、令和8年4月1日現在で30歳である場合も含める。
- （２）令和7年3月1日から令和8年9月30日までの間に、**高等学校等※(1)**を卒業していること
- （３）卒業後1年以内に、市内の**事業所等※(2)**で就労を開始し、同一の企業にて継続して6月以上就労していること。ただし、申請時点において市内に住所を有する者であって、市内に本社を置く事業所等へ就職し、市外事業所等に配属され、継続して6月以上就労している場合も対象に含む。
- （４）**正社員※(3)**として就労を開始した日から起算して6月を経過する日が、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に属すること

※(1)・・・学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程）、短期大学、専門職短期大学及び茨城県立日立産業技術専門学院を卒業した者

※(2)・・・日立市に事業所等を有する個人事業主又は民法第33条及び第34条に定める法人（国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別認可法人、その他これらに類すると認められる公法人大企業及びみなし大企業は除く。）

※(3)・・・雇用期間の定めがなくフルタイムで働く社員（パート、アルバイトなど、就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間以下の方は該当しません。）

<みなし大企業とは>

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

なお、各法人の定義は下表のとおりとする。

業種分類	定義
製造業その他	資本金（出資金）の額又は出資の総額が3億円以下であること又は常時使用する従業員数が300人以下であること
卸売業	資本金（出資金）の額又は出資の総額が1億円以下であること又は常時使用する従業員数が100人以下であること
小売業	資本金（出資金）の額又は出資の総額が5千万円以下であること又は常時使用する従業員数が50人以下であること
サービス業	資本金（出資金）の額又は出資の総額が5千万円以下であること又は常時使用する従業員数が100人以下であること

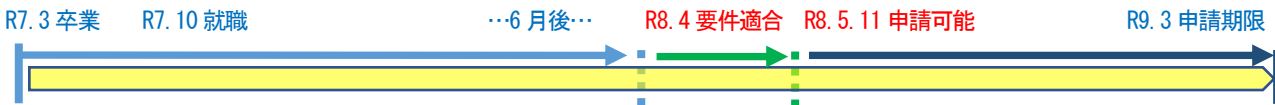
支給額

20万円 ※一人1回限り

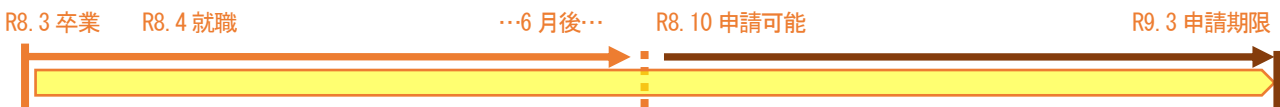
申請可能時期 具体例

＜具体例＞

①令和7年3月に卒業し、10月から正社員として就労を開始し、令和8年4月に6月経過する場合



②令和8年3月に卒業し、4月から正社員として就労を開始し、10月に6月経過する場合



※試用期間の有無などにより申請可能期間がずれることがあります。詳しくはお問合せください。

支給要件

- 申請時点で本市の市税に未納がない者
- 勤務している事業所等に、事業主、取締役など経営を担う職務を務めている2親等以内の親族がいない者
- 暴力団関係者でない者
- 令和7年度日立市高等学校等新規卒業者就職祝金の支給対象でない者
- 過去、日立市高等学校等新規卒業者就職祝金の交付を受けたことがない者

申請に必要な書類

- 就職祝金支給申請書（様式第1号）
- 雇用状況等確認書（様式第2号）
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し
- 雇用契約書（雇用契約の内容が確認できる書類）の写し
- 最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し
- 振込先口座の写し
- 市内在住であることが確認できる書類（マイナンバーカード表面の写し、運転免許証の写し等）
※対象者(3)ただし書きに該当する場合のみ
- その他市長が必要と認める書類

申請に関する注意事項

- 1 支給対象要件を確認するため、本事業の担当職員が申請者の市税の滞納状況を確認させていただきます。
- 2 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。

お問合せ・申請書提出先

日立市産業経済部 商工振興課 雇用労働対策室

〒317-8601 日立市助川町1-1-1

電話：0294（22）3111（内線429、407） IP電話：050（5528）5104（商工振興課直通）

E-mail：shoko@city.hitachi.lg.jp

雇用センター多賀

〒316-0013 日立市千石町2-4-20 多賀市民プラザ1階

電話・Fax：0294-35-1510（雇用センター多賀直通）

E-mail：koyo@city.hitachi.lg.jp

HP：https://www.city.hitachi.lg.jp/sangyo_business/koyo_shugyo_shien/1005704.html

